

権利擁護支援としての成年後見

—地域における権利擁護支援システムの構築を目指して

上田 晴男

はじめに

- 1 地域自立生活支援と権利擁護
- 2 法人後見と市民後見人の課題
- 3 権利擁護支援としての成年後見制度の確立に向けて

はじめに

2000（平成12）年に社会福祉基礎構造改革の一環として、介護保険制度の導入や社会福祉法の施行等が行われる中で、新しい成年後見制度が実施されて10年になる。

この間、成年後見制度の利用は着実に広がってきており、平成12年以後の累積申立件数は約19万6000件⁽¹⁾となっている。しかし、この制度を必要としている人々のニーズには質量共に対応しているとはいえない状況があり、大きな見直しを必要としている。本稿では、筆者が関わっている兵庫県で地域における権利擁護支援活動を行っているNPO法人PASネットの実践を基にしながら、権利擁護支援としての成年後見制度の意義と役割、及び今後の課題を明確にしたい。

1 地域自立生活支援と権利擁護

人は誰でも地域の中で「普通に、自分らしく、みんなと暮らす」ことを基本として生活している。この内容を地域自立生活支援として示したのが図1⁽²⁾である。PASネットでは、権利擁護も成年後見制度も基本的にはこの地域自立生活支援の一つとして位置付けて活動を行っている。それは普通の生活（＝地域生活）の維持や確保、自分らしく暮らす（＝自立生活）ことの実現、みんなと暮らす（＝社会生活）ための調整や働きかけは、生活主体である本人の立場や役割が確立し、その力が発揮されて実現されるものであり、まさに権利擁護の目的とする生活だからである。

権利擁護の考え方には諸説あると考えられるが、本稿では筆者も検討に参加した兵庫県社会福祉

(1) 裁判所ホームページ：成年後見制度—スタートから10年—

<http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/2206.html>（平成22年6月18日確認）

(2) PASネット編著「福祉専門職のための権利擁護支援ハンドブック」6頁、ミネルヴァ書房

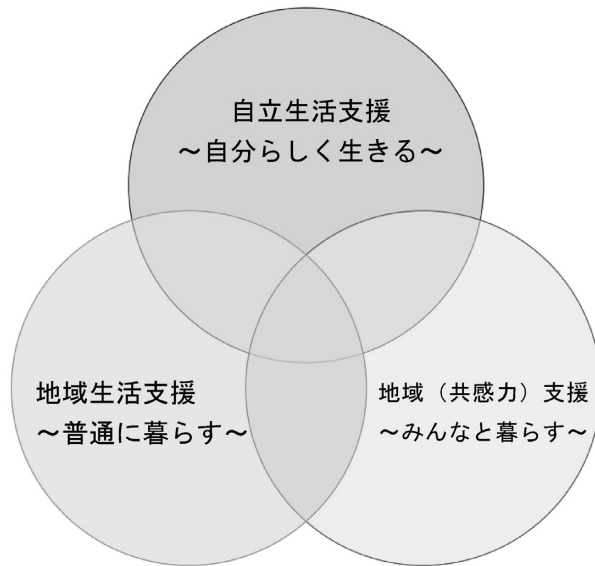


図1 地域自立生活支援の構造

東洋大学ライフデザイン学科北野誠一氏作成資料をもとに作成。

協議会による「市町域の権利擁護活動のあり方検討会」の報告書⁽³⁾を基に考えたい。そこでは図2⁽⁴⁾のような権利擁護の視点を確認している。すなわち、これまでの権利擁護が、高齢者や障害のある人たちを「社会的弱者」として位置付けて権利擁護の対象としていたのに対して、権利擁護を「必要とする課題」への取り組みとして大きく視点を転換したのである。この意味は、権利擁護の役割を一般化すると共に、さまざまな支援ニーズへの対応として総合化したといえる。そして、図3⁽⁵⁾では、権利擁護の内容を全体的な仕組みづくりを含めた「システムアドボカシー」と具体的な個別支援を行う「パーソナルアドボカシー」として大きく構成した。

この検討会では、PASネットが地域での権利擁護活動を行う基本として組み立てた権利擁護の構成（図4）⁽⁶⁾と権利擁護支援の実践（図5）⁽⁷⁾の位置付けが大きな影響を与えたといえる。PASネットでは、権利擁護を対象者の属性を基にした働きかけではなく、権利侵害の保護・救済、権利行使の保障、新たな権利の実現の総体として位置付け、これを具体化するために地域における権利擁護システム構築の取り組みを行っている。またその実践も本人支援、法的支援、生活支援を基本構成として具体的な支援内容を組み立てている。これらの基本的な内容は検討会の報告書に反映されている。その内容を基に改めてPASネットが提起している権利擁護概念を整理すると、権利擁護＝システムアドボカシーであり、権利擁護支援がパーソナルアドボカシーとして構成することが出

(3) 兵庫県社会福祉協議会「市町域の権利擁護活動のあり方検討会報告書」平成19年3月

(4) 前出「福祉専門職のための権利擁護支援ハンドブック」4頁

(5) 前出「福祉専門職のための権利擁護支援ハンドブック」5頁

(6) 前出「福祉専門職のための権利擁護支援ハンドブック」9頁

(7) 前出「福祉専門職のための権利擁護支援ハンドブック」13頁

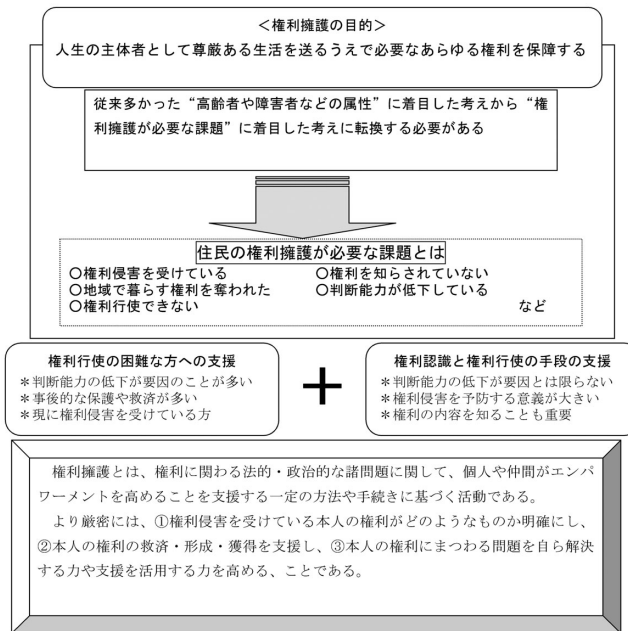


図 2 権利擁護の視点

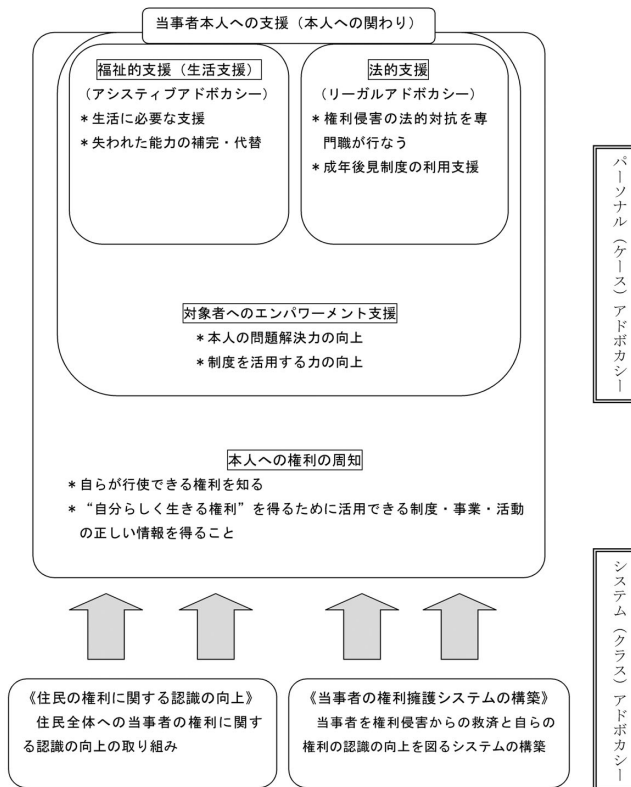


図 3 権利擁護の内容

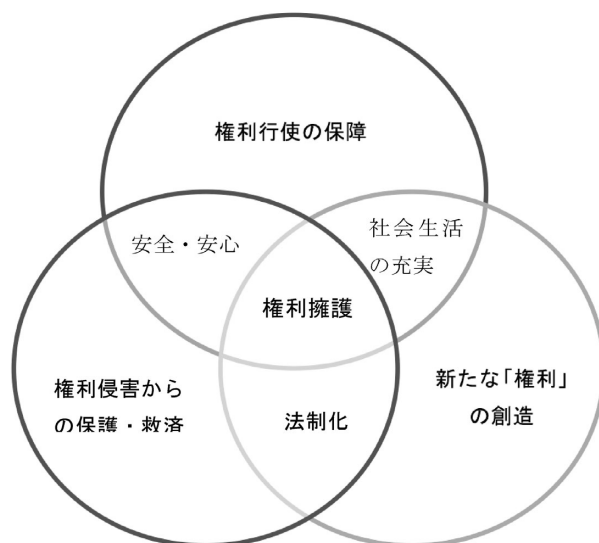


図4 権利擁護の構成

PASネット編著『権利擁護支援ハンドブック』9頁（ミネルヴァ書房，2009.6）

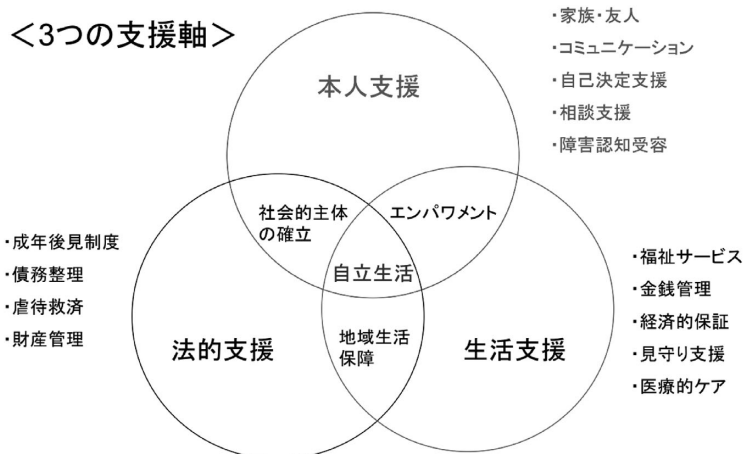


図5 権利擁護支援の実践

PASネット編著『権利擁護支援ハンドブック』13頁（ミネルヴァ書房，2009.6）

来る。このことを基本にして、具体的な権利擁護の内容と成年後見制度との関係を整理してみたい。

「権利侵害からの保護・救済」と成年後見

高齢者や障害のある人が虐待や権利侵害を受けるのは、次のような場合が考えられる。

一つには、その障害（加齢によるものを含む）や疾病のために権利侵害の内容や状況が十分に認識できない場合である。この場合は、何度も同様の被害を受けてしまうことや同様の状況に陥ることが多い。例えば消費者被害や多重債務状況等が想起される。このような状態に対応するためには、

契約等の法律行為に対して何らかの方法で法的に保護することが求められる。

また、この場合には「権利侵害」の状態について理解できないために、逆に自分や他者の権利を自らの手で「侵害」してしまう場合もある。具体例としては、触法行為やセルフネグレクトが挙げられる。こうした場合は、本人の状態や状況に対応した福祉サービスや医療的ケア、社会的な支援等の確保が必要である。

二つには、本人が権利侵害を受けていると少なからず認識しながらも、自分では保護・救済を要請・確保することができない場合である。この場合は、さらに保護・救済を受ける手段や方法がわからない場合と手段や方法は理解していても本人の心身機能の状態や物理的な環境、関係性等から具体化することが出来ない場合の二つが考えられる。この場合、いずれも本人に代わって、或いは本人を支援しながら状況を改善するための社会的な支援を確保することが必要である。

三つには、権利侵害を受けていながらも、その相手が家族等で、本人が信頼または依存しているために改善を望まない場合もある。この場合は、関係性に配慮しながら粘り強く本人の思いに働きかけること等が求められる。

このように見ていくと、当然ながら「権利侵害」には必ずしも金銭や財産の搾取等が含まれているわけではないことが明らかになる。また、本人の置かれている状況や関係性の改善が重要な場合があるといえる。しかし、金銭管理・財産管理を含めた契約・法律行為に関する支援が必要な場合が多いことから、成年後見制度の利用により後見人等を確保することで、多様な身上監護面の支援ニーズにも対応することにより権利侵害状況からの改善や予防を図ることが期待される。

成年後見制度は、旧禁治産制度からの経過があるために、未だに申立て理由には金銭・財産管理関係が多く、平成21年の「成年後見事件の概況」⁽⁸⁾でも、財産管理処分が約57%あり、遺産分割協議とあわせると約66%になっている。しかし、現状では権利擁護の代表的な支援課題である「権利侵害」の内容は多様であり、むしろ身上監護を中心とした支援が求められるのである。

「権利行使の保障」と成年後見

権利行使の保障には、①権利行使の主体である本人の社会的な立場の確立、②基本的な地域生活の確保に関する事、③社会的な関係性や活動・参加の確保等に関する事という三つの内容が考えられる。

まず①の「権利行使の主体としての本人の社会的な立場の確立」とは、何らかの理由で意思判断能力が不十分な状態にある場合に、本人に代わって必要な権利行使を行うことや本人が権利行使を行うために必要な支援を確保して、可能な限り自己決定を尊重して具体的な権利行使を行うことである。具体的には各種の法律行為への対応等が挙げられる

②の「基本的な地域生活の確保」とは、衣食住を含めた基本的な生活サイクルの組み立てや金銭・財産管理等がある。例えば、障害や疾病があるために、自身の欲求をうまくコントロールすることが出来ずに金銭管理に支障が起こり、結果的に生活困窮に陥ることを繰り返してしまうことも

(8) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成21年1月～12月—」より
<http://www.courts.go.jp/about/siryo/pdf/seinen10.pdf>（平成21年6月1日確認）

ある。こうした基本的な生活を確保するための権利行使が不十分な状態にある場合は、さまざまな社会的な支援を活用することが必要である。しかし、それ自体に支援を必要とする状態の方の場合は、①で示した内容が求められる。

③の「社会的な関係性や活動・参加の確保」とは、地域を含めた多様な人間関係の構築や調整、就労等を含めた社会参加活動の確保等がある。例えば、独居高齢者等の中には、社会的に孤立状態におかれている場合もあることから、コミュニケーション保障や見守りを含めた社会的な関係性の確保を行う必要もある。本人の状態の変化等を含めて、この部分の権利行使が難しい状態になった場合には、やはり、①で示した内容が求められる。

すなわち、成年後見制度の利用により、どのような状態になったとしても権利行使を行う基本的な立場（＝社会的権利主体としての立場）を確立し、その上で、自身に必要な支援を確保しながら基本的な生活を成立させることが一定程度可能になるのである。

「新たな権利の創造」と成年後見

社会的な権利は、その国及び時代の中で法的に確立され、制度的に整えられる中で具体的にその行使を保障されるといえる。日本においても新たな権利が必要に応じて次々に成立してきた。この権利は、それを必要とする人と、それを支持する人々によって具体化されてきたのである。今後も基本的にはこの原理は変わらないと考えられる。しかし、意思判断能力が不十分な状態になった人々は、その状態の中で必要とする新たな権利を求めることが難しい状況にあるといえる。そこで、こうした状態にある人の意見を代弁し、その目指すものを実現する役割が必要と考えられる。現状の成年後見人等にこうした役割があるかは議論のあるところであろう。しかし、意思判断能力が不十分な状態になっても幸福を追求する権利はあり、その意味では「新たな権利の創造」は、代理人としての一つの役割として位置付けられる可能性はあると考えられる。

このことは、例えば重い障害のために本人の望むことの確認が難しい場合でも、これまでの生活の経過や本人の言動等から、本人が求めていると考えられる支援内容を福祉サービス提供事業所に伝えて具体的な支援計画等に反映させることであり、本人の状態の変化により居住の場を変更しなければならない場合に、可能な限り本人の意思を尊重して居住継続を図る努力を行うこと等につながると考えられる。

権利擁護支援としての成年後見制度の利用保障の確立

既にこれまで述べてきたように、高齢者や障害のある方で意思判断能力が不十分な状態にある人について、権利擁護の内容を具体化するためには、成年後見制度の利用が重要な役割を果たすと考えられる。言い換えれば、財産管理や契約のためだけでなく、本人の社会的な立場と権利行使を保障するための支援方法として成年後見制度は位置付けられるということである。そのために、財産の有無や入所施設の利用状況に拘わらず、先に述べた権利擁護の内容に関して支援を必要とする人には確実に利用が確保されなければならない。

しかし、現実にはまだまだ成年後見制度の利用状況は極めて低い状況にある。その理由として、一つには成年後見制度の利用の意義や役割が十分に理解されていないことがある。それは契約や財

産管理等について家族による「代行」を実態的に容認しているために、制度利用の必然性が希薄になっていることや権利擁護の観点からの活用について行政自体の認識が低いために普及啓発が不十分な状況になっていると考えられる。

二つには、市長申立てや成年後見制度利用支援事業が市町村の任意の取り組みであり、国の制度として確立していないことである。そのために地域格差が大きくなり適切な対応が出来ない状況に陥っている地域もある。虐待対応を推進する意味でも適切な制度利用を確保することが重要といえる。

三つには、権利擁護支援としての成年後見制度の利用支援や活用、人材の養成等を含めた総合的な権利擁護支援を行う社会的資源が確立されていないことが挙げられる。近年、ようやく各地の独自の取り組みとして「成年後見センター」等の設置が行われているが、公的支援としての事業化を支える財源の確保に苦慮している状況である。また事業内容にも標準化された内容は無く、地域や受託法人が独自の方法で対応している段階である。

今後ますます成年後見制度の利用を必要とする人が増大することが予想される。とりわけ、低所得者の成年後見利用ニーズ及び第三者後見人のニーズへの対応は深刻である。こうした状況に対して専門職を含めた人材を確保するためにも成年後見制度利用支援事業はきわめて重要である。この事業を早急に国事業として確立し、財源的にも保障して各市町村で確実に実施されることが求められる。

2 法人後見と市民後見人の課題

成年後見制度の利用拡大は必然的に後見人等の確保の課題につながる。現状ではまだまだ親族後見人が中心といえるが、全体の割合としては減少しており、相対的に第三者後見人が増加している。その理由としては、従来型の家族関係の崩壊や親族後見人の不適切な後見活動の増加等が考えられる。

第三者後見の対応は、これまでは専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）の協力という形で進められてきたが、近年のニーズ拡大により従来の対応だけでは難しい状況になってきたといえる。そこで、今後の大きな役割として期待されているのが法人後見と市民後見人である。しかし、そこにはさまざまな課題も山積している。

後見人の分類について

さて、第三者後見人（ここで言う第三者後見は、親族後見以外を前提としている。）の現状を分析する上で、その特性について一定程度類型化して表1のように分類を試みた。

まず、受任者属性として法人後見、専門職後見（個人）、市民後見の三つに分類した。その上で、個々の事業形態を基に、法人後見と専門職後見は事業型と社会貢献型に、市民後見は一般型とボランティア型に分けた。ここでのポイントは、後見報酬を主たる収入として事業を行うタイプと報酬の有無に拘わらず社会的な必要性から社会運動（権利擁護活動）として後見受任に取り組む社会貢献タイプに分けたことである。市民後見も基本的には同様の考え方で一般的な専門職による第三者後見と同様に後見報酬請求を行うタイプと無報酬を前提とするボランティア型に分けている。

表1 第三者後見人分類表（試案）

基本分類	受任者分類	事業分類	活動分類	内容と特色
第三者後見	法人後見	事業型	専門職活動	特定の専門職が、その特性を生かして組織的な活動を行い、一定の報酬を確保する。任意後見を中心とする場合が多い。
			一般活動	後見受任を主たる事業内容として、関連事業とも連携して一定の報酬を確保する。任意後見を中心とする場合が多い。
		社会貢献型	委託事業型	自治体から公的な事業委託（「成年後見センター事業」等）を受けて活動する。
			独自事業型	対象者の特定等、法人独自の理念や目的に特化した活動を行う。独自事業のみで活動する場合と、公的な事業委託への移行を目指す（独自事業と併用）場合がある。
	専門職後見（個人）	事業型	個人受任	専門職業務及び後見報酬を主たる収入として行う。
		社会貢献型	個人	専門職としての業務を行いながら（または別に職業を持ちながら）社会的使命として活動している。必ずしも後見報酬の確保を前提としない。
			法人（団体）所属	社会貢献を目的とする法人に所属して業務を担う。法人規定により一定の「報酬」を得ることが出来るが、必ずしも後見報酬の確保を前提としない。
	市民後見	一般型	個人	一般的な後見人等と同様に活動して家裁に報酬請求を行う。
			法人所属	所属する法人の後見業務を担い法人の規定により報酬を得る。現状では養成団体への所属が基本となっている。
		ボランティア型	個人	基本的に無報酬で活動を行う形態。
法人所属			所属する法人の後見業務を担うが、基本的に無償を前提とする。現状では養成団体への所属が基本となっている。	

さらに、具体的な活動状況等を基に、法人後見の「事業型」は特定の専門職で組織して、その専門領域の事業の一つとして活動するものと、一般的な組織で関連事業を含めて活動しているものとに分け、「社会貢献型」は公的委託事業として活動するものと独自事業として活動するものに分けた。また専門職後見及び市民後見は、基本的に個人活動と法人（団体）所属とに分けた。

このような分類を行う中で、第三者後見がニーズ拡大を前提に多様化していること、今後は一つの事業領域（ある意味では一つの「市場」とも言える）として多様な法人参入が予想されること、市民後見は大きな可能性を持っているが位置付けやシステム化等に関する方向性は定かではない状

況があること等が垣間見られた。

事業としての権利擁護の可能性と課題

これまでの成年後見制度は、やはり財産管理・遺産分割・相続等の面からの必要性による利用が中心で親族後見により対応が行われていた。しかし、契約利用による福祉サービスの定着と適正化、虐待防止や消費者被害に代表される権利侵害からの保護・救済や防止、多重債務者や生活保護受給者の増大に代表される生活困窮への対応及び自立生活支援等のニーズが大きくなる中で、現状では成年後見制度には高齢者や障害のある人への権利擁護支援としての役割がますます重要になってきているといえる。

このことは、これまでの「限定的」ともいえるような利用状況から基本的な支援方法として「一般化」し、大きく利用拡大が進むということである。しかも、その対応には広く第三者後見人が求められるということでもある。その中で、専門職後見及び法人後見は「事業としての権利擁護」の展開が期待されている。専門職後見として、法律職は弁護士、司法書士、行政書士が担い手であり、既に法人化を含めて具体的な対応が始まっている（例えば、債務整理に関する業界のマスコミを利用したCMキャンペーン等）。また福祉職も社会福祉士だけではなく精神保健福祉士会も成年後見の担い手の研修を開始しており⁽⁹⁾、「市民後見人」の形で関わる他の福祉専門職も含めると多様な参入が考えられる。

こうした状況は、増大する第三者後見ニーズの担い手の確保という点からは歓迎すべき状況といえるかもしれない。ある意味では、介護保険の開始により、それまで社会福祉法人に限定されていた福祉事業に一般企業を含めた多様な事業者の参入を認めた状況に似ていると言える。

しかし、事業の本質は権利擁護である。成年後見制度を利用する人の権利を守る活動としての後見活動が前提である。多様な担い手の登場は、不適正な後見活動のリスクも増加させる。その点では後見活動の適正化を確保するためのシステムや方法が具体的な形で確保される必要がある。

一つは後見業務の協働化と相互牽制としての複数後見の標準化である。とりわけ、一定程度の財産管理の必要性が高い案件については、財産管理担当と身上監護担当の設定による複数後見受任を標準的な受任形態として設定することの検討が必要である。従来は財産管理ニーズの高い案件は法律職が担当する機会が相対的に多いと考えられるが、この場合には身上監護面の後見活動が不十分な状況となる傾向が考えられる。それはもとより法律職は被後見人の障害や疾病に関する理解や対応についての知識・経験が希薄であるためと考えられる。しかし、個別支援計画やケアプラン等の具体的な支援内容の評価を含めて福祉サービス利用の適正化に対応するためには、一定程度の頻度で面会・訪問を行い状況の確認をした上で専門的な検討が求められる。その意味では福祉職との複数後見を積極的に活用することで後見活動の協働化と相互牽制が担保されるのではないだろうか。

二つには後見監督のシステム化である。家裁は基本的に後見監督の役割を持っているが、現実には増大する案件に対応できていないのは衆目の一致する状況ではないだろうか。こうした状況を打

(9) 日本精神保健福祉士協会HP 成年後見制度に関する見解（2010.6.03）

<http://www.japsw.or.jp/ugoki/yobo/2010.html>

開するためには、家裁の担当者を増やす等の方法では対応は難しいと考えられる。そこで、後見監督を担う「法人」の活用が考えられる。近年、自治体の独自事業ではあるが、「成年後見センター」等の事業化が進んでいる。岐阜県の東濃成年後見センターや愛知県の知多地域後見センター等が代表的な存在である。こうした公的後見ともいえる事業委託を受けている法人が後見監督を担うことにより、今後増加する多様な法人後見や専門職後見、市民後見を第三者後見の担い手として活用することが可能になる。

つまり、第三者後見受任は多様な担い手を活用し、その後見監督として地域の公的事業の委託を受けて活動している「成年後見センター」等の法人を活用し、それを通して家裁が最終的な監督機能を果たすという仕組みである。

三つには地域の権利擁護支援システムの具体化である。先に示した「仕組み」は、公的事業としての「成年後見センター」等の全国的な設置が前提となる。その意味で、それを具体化するためのシステムとして、地域の権利擁護支援システムの構築が求められる。

この権利擁護支援システム構築の課題は、虐待等へ専門相談や専門的支援の確保という地域課題への対応を基本としている、そのシステムの一環として成年後見制度の利用支援や公的支援の具体化としての「成年後見センター」等の事業化がある。そんな中、平成22年7月に兵庫県芦屋市に日本で初めての「権利擁護支援センター」が誕生した。このセンターの基本機能にはこうした内容が含まれており、第三者後見人の養成を含めた多様な権利擁護ニーズに対応するための権利擁護支援者人材バンクを確保している。総合的な権利擁護支援センターの登場は、今後の地域における権利擁護支援ニーズへの対応手段としての可能性を提起すると共に、権利擁護支援としての成年後見制度の積極的な活用に結びつくものとして期待される。

3 権利擁護支援としての成年後見制度の確立に向けて

成年後見制度の改善課題はさまざまな面から提起されており、まさに山積している状態といえる。申立てや審理過程の簡略化に関わる問題（鑑定や調査面談等）、後見人の業務や権限に関する問題（死後事務や医療同意等）、任意後見制度の改善等々である。こうした課題について本稿で具体的に展開する力は筆者には無いが、関係団体等で提言等が行われており、それらを基にいくつかの場で検討されている状況がある。その内容の評価は別にして、権利擁護に関わる議論として成年後見制度の改善に関する検討過程は、当事者団体を含めて多様な参加者の確保を基本に、その内容についても広く情報公開して行われるべきである。

現在、障がい者制度改革推進本部では、「障害者の権利条約」の批准を前提に多方面から検討が行われている。その中で権利擁護に関わる成年後見制度の改善課題についても検討が行われることが期待される。

最後に地域の権利擁護支援の推進と権利擁護支援としての成年後見制度の確立を図る取り組みの一つとして、昨年（2009年）9月に設立された「全国権利擁護支援ネットワーク」について紹介しておきたい。

「全国権利擁護支援ネットワーク」は、①増大する（高齢者・障害者の）多様な権利擁護支援ニー

ズへの社会的な取り組み、②地域における権利擁護支援活動の推進、③多様な権利擁護活動に関する「実践現場」からの課題提起、④権利擁護の支援手法の標準化・普遍化、⑤権利擁護システムの構築と具体化のための法制度の整備を設立趣旨として掲げ、「目的と役割」として①権利擁護支援活動団体の交流と協働（情報交換・課題共有を通して）、②地域の権利擁護支援活動の推進（地域啓発・フォーラム等を通して）、③地域における権利擁護システムの構築（調査研究・施策提言等を通して）を設定して、全国各地で権利擁護支援に取り組んでいる団体がつながって設立された。現在、29団体（正会員、賛助会員を含む）が所属しており、自治体や社会福祉協議会、NPO法人等により構成されている。

2010年2月に行われた第1回「全国権利擁護支援フォーラム」において、①成年後見制度の見直しを進め、権利擁護の支援方法としての充実・改善を図ろう！②虐待対応・支援体制の整備・充実を図ろう！③地域における権利擁護支援システムの確立をしよう！の三つを柱とする提言が行われた。「成年後見制度の見直し」に関する提言においては、①成年後見制度の基本性格の理解とご本人のための適切な利用を工夫する、②「成年後見制度利用支援事業」及び市（区）町村長申立ての標準化を図り、円滑な利用を図る、③成年後見制度の見直しを進め、「第三者後見」ニーズへの対応を含めて、総合的な後見システムの具体化を進める、が確認された。

全国各地の現場で多様な実践が行われており、その実績を基にした「全国権利擁護支援ネットワーク」の活動には大きな期待がかけられている。この活動が国や関係機関、多様な専門職団体や関係団体を結び、制度改善の実現に寄与することが求められている。

（うえだ・はるお 芦屋市権利擁護支援センター センター長）

<p>高橋彦博 著</p> <p>戦間期日本の社会研究センター</p> <p>大原社研と協働会</p> <p>A5判上製 364頁 6,090円</p>	<p>■両機関の営みに共通する地下水脈を探索する</p> <p>協働会の研究</p> <p>法政大学大原社会問題研究所 編 梅田俊英・高橋彦博・横関至 著</p> <p>A5判上製 388頁 5,460円</p>	<p>■社会労働運動史の定説を覆す、再評価の試み</p> <p>協働会の研究</p> <p>法政大学大原社会問題研究所 編 梅田俊英・高橋彦博・横関至 著</p> <p>A5判上製 388頁 5,460円</p>	<p>■歴史的高い精密な生活実態調査の記録</p> <p>都市・農村生活調査資料集成I・II</p> <p>I A5判上製 全12巻 総4,760頁 II A5判上製 全12巻 総6,080頁</p> <p>揃262,500円</p>	<p>■大原社研が保管する膨大な協働会基幹史料を公開</p> <p>日本社会労働運動資料集成I・II（マイクロフィルム版）</p> <p>I 一九二〇～三〇年代 全14リール 揃2,730,000円 II 一九三〇～四〇年代 全62リール 揃1,575,000円</p>	<p>■わが国労働安全運動の源流と展開過程が明らかに</p> <p>『産業福利』復刻版（全3回配本）</p> <p>I 一九二七～三三年 A4判上製 総2,710頁 II 一九三四～三八年 A4判上製 総2,814頁 III 一九三九～四四年 A4判上製 総2,500頁</p> <p>揃294,000円 揃294,000円 揃294,000円</p>	<p>■労働問題を「人」の問題として捉えた初期の雑誌</p> <p>『労働雑誌』人と人』復刻版（全2回配本）</p> <p>I 菊判上製 全11巻 総5,882頁 II 菊判上製 全11巻 総4,974頁</p> <p>揃294,000円 揃294,000円</p>	<p>【協働会史料】 法政大学大原社会問題研究所 監修 協働会研究会（梅田俊英・高橋彦博・横関至）編</p>
<p>柏書房 〒113-0021 東京都文京区本駒込 1-13-14 TEL.03-3947-8251 FAX.03-3947-8255 http://www.kashiwashobo.co.jp <価格税込></p>							